

合併公告

2022年4月1日

債権者各位

愛媛県松山市宮田町125番地2
一般社団法人愛媛県労働者福祉協議会
理事長 弓立 浩二

一般社団法人愛媛県労働者福祉協議会（甲）は、2022年3月24日実施の臨時総会決議に基づき、2022年6月1日を合併の効力発生日として、一般社団法人愛媛県勤労会館（乙、所在地 愛媛県松山市宮田町132番地）と合併し、甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することとなりますので、下記のとおり公告いたします。

記

一、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第252条第3項に基づき、この合併に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から1箇月以内にお申し出下さい。

以上